

広島県教育委員会告示第二号

平成三十年広島県教育委員会告示第二号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等）の一部を次のように改正する。

令和三年四月三十日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(略)	条例等	(略)	条例等
広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）	第十四条第一項		条項
広島県立特別支援学校学則（昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号）	第十五条第一項		
広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）	第十八条第一項		
広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	(略)	広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）	(略)